

郵便等による不在者投票での
代理記載制度について

■代理記載制度とは？

郵便等による不在者投票をすることができる選挙人で、自書できない人が、代理人によって投票に関する記載をしてもらうことができる制度です。

一定の障害の身体障害者手帳や戦傷病者手帳が交付されている人に限られます。



代理記載制度

※郵便等による不在者投票をすることができる選挙人

身体障害者手帳	
両下肢	1級か2級
体幹	1級か2級
移動機能	1級か2級
心臓機能障害	1級か3級
腎臓機能障害	1級か3級
呼吸器機能障害	1級か3級
ぼうこう又は直腸機能障害	1級か3級
小腸機能障害	1級か3級
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	1級～3級
肝臓機能障害	1級～3級

戦傷病者手帳	
両下肢	特別項症～第2項症
体幹	特別項症～第2項症
心臓機能障害	特別項症～第3項症
腎臓機能障害	特別項症～第3項症
呼吸器機能障害	特別項症～第3項症
ぼうこう又は直腸機能障害	特別項症～第3項症
小腸機能障害	特別項症～第3項症
肝臓機能障害	特別項症～第3項症

介護保険の被保険者証	
要介護状態区分	要介護5

※詳しくは、福井市選挙管理委員会事務局（Tel：20-5545）までご相談ください。

■代理記載の方法による投票を行うことができる人とは？

郵便等による不在者投票をすることができる選挙人（※既述）で、次のいずれかの障害等級の身体障害者手帳または戦傷病者手帳を交付されていて、自書することができない人です。

身体障害者手帳	
上肢	1級
視覚	1級

戦傷病者手帳	
上肢	特別項症～第2項症
視覚	特別項症～第2項症

■代理記載人になれる人とは？

代理記載人は、選挙権がある人であれば誰でもなれます。

選挙人は、あらかじめ福井市選挙管理委員会へ代理記載人（1人）を届け出る必要があります。



■代理記載の方法による投票手続きについて

代理記載人の申請・届出

次の書類に記入、手帳等を添付し、福井市選挙管理委員会（〒910-8511 福井市大手3丁目10-1）まで直接又は郵便（又は信書便）で申請・届出をします。受付時間は、平日の午前8時30分～午後5時までです。

- ①「郵便等投票証明書交付申請書」
- ②「代理記載人となるべき者の届出書」
- ③「同意書・宣誓書」
(代理記載人の署名が必要です。)
- ④「身体障害者手帳」又は「戦傷病者手帳」
又は「介護保険の被保険者証」
(郵便等による不在者投票ができることを証明するもの)
- ⑤「身体障害者手帳」又は「戦傷病者手帳」
(代理記載ができることを証明するもの)



郵便等投票証明書の交付

その後、福井市選挙管理委員会から申請・届出をした選挙人に「郵便等投票証明書」が郵便で交付されます。

郵便等投票証明書は、投票の際に必要となりますので、大切に保管しておいてください。

投票用紙・投票用封筒の請求書の送付

選挙がある時は、福井市選挙管理委員会から、郵便等投票証明書を持っている選挙人に「投票用紙・投票用封筒の請求書」が郵便で送られてきます。

投票用紙・投票用封筒の請求

代理記載人は、選挙人が指示するとおり投票用紙・投票用封筒の請求書に必要事項を記入し、代理記載人の署名をし、**必ず郵便等投票証明書を添付**して、福井市選挙管理委員会に直接又は郵便等で請求します。

※投票日前4日の午後5時までに到着するように請求してください。



投票用紙・投票用封筒の交付



福井市選挙管理委員会から、請求をした選挙人に「投票用紙」と「投票用封筒」が郵便で交付されます。

郵便等による不在者投票

自宅などで、代理記載人は、選挙人が指示するとおり投票用紙に記入し、それを内封筒に入れて封をし、さらに外封筒に入れて封をし、外封筒に投票記載年月日と投票記載場所と選挙人の氏名を記入し、代理記載人の署名をします。

最後に、返送用郵便封筒に入れ、福井市選挙管理委員会へ郵便等で送付します。

